

自由民主党政権公約に対する意見

平成 21 年 8 月
全国町村議会議長会

全国の町村は、その多くが農山漁村地域に位置し、住民とともに国土を支え、新鮮な空気と水並びに貴重な食糧を都市に供給し、さらに歴史ある伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出するなど、我が国の繁栄に大きな役割を果たしてきたところである。

しかしながら、「平成の大合併」によって、多くの町村は合併を余儀なくされ、平成元年には、2,590の町村は、現在、1千を割るに至り、加えて少子高齢化とこのたびの世界的な経済不況により存亡の危機に直面している。

このような状況を打開し、真に地域を再生するには、基礎となる町村が、地方分権化の中で、自治能力を高め、都市と農山漁村が「共生」しうる社会を強力に進めていくことが重要である。

このたびの貴党の政権公約において、全国町村議会議長会は、貴党が町村の実情を踏まえ、農山漁村地域に人が安心・

安全に住めるような思い切った政策を打ち出し、政権運営を目指すべきであると考える。

よって、下記事項について特に申し入れる。

記

1 町村の存在を否定する道州制の導入には断固反対である。

2 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離の縮小、偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を図るとともに、地方交付税の総額を復元・増額すること。

3 今後の過疎対策においては、都市地域と過疎地域が相互に支え合う共生社会の形成を目指す必要がある。

そのため、平成22年3月末に失効を迎える「過疎地域自立促進特別措置法」にかわるものとして、新たな新過疎対策法を制定すること。

4 WTO農業交渉にあたっては、農産物輸出国と輸入国に

適用されるルールの不均衡の是正など我が国の提案が最大限反映されるよう、積極的な交渉を行うこと。

また、E P A（経済連携協定）、F T A（自由貿易協定）交渉においても、我が国農業の実情に配慮した交渉を行うこと。

- 5 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の見直しにあたっては、被保険者に混乱が生じることのないよう、国の責任において万全の措置を講じること。